岩手県監査委員告示第27号

行政監査及び定期監査の結果の公表(令和5年岩手県監査委員告示第17号)により公表した監査の結果に対する措置について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次の とおり公表する。

令和5年5月12日

岩手県監査委員 岩 渕 誠 岩手県監査委員 佐々木 茂 光 岩手県監査委員 五 味 克 仁 岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立大東病院
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和4年11月30日
 - (2) 本監査実施日 令和5年2月7日
- 3 監査結果の公表の日 令和5年3月31日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
私用車公用使用届出簿の提出を受けずに、旅行命令を行っ	旅費作成担当者は私用車公用使用届出簿が提出されている
ていたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい	かを確認した上で旅行命令票を作成することとした。
0	また、決裁時には私用車公用使用届出簿の写しを添付し、
	複数人でチェックを行うこととした。